

名称

各称の変更により、正式に保安業務用機器として認められました。

電気式ダイヤフラム式自記圧力計は、「自記」という文字が追加され、保安業務告示第三条規則第三十一条第二号、保有しなければならない保安業務用機器「自記圧力計又はマンメーター」に適合します。

計測時間

検査基準となる 10L 以下の容積なら、気密・漏洩試験、どちらもたったの 2 分間です。住居における配管容積の実態は、2.5L 以下は 10%、2.5～10L は 86%(エイムテック調べ)であり、2.5L を基準とした機械式自記圧力計、マンメーターで計測する場合は、90%が 10 分間の計測時間になります。電気式だけが漏洩検査の配管容積の基準が 2.5L から 10L に変わり、10L 以下の場合、計測時間も 2 分間に短縮されました(気密試験も 10L 以下は 2 分間に短縮)。

合格基準

気密・漏洩の試験結果に必要な温度補正もセーバープロなら完璧です。今回の改正により、試験中に温度変化があった場合は、温度補正が必要となります。温度補正の定義として温度上昇も対象になります。

旧

測定した結果、圧力の変動のないものを合格とする。

新

測定した結果、圧力の変動のないものを合格とする。この場合、圧力の変動がないものとは、気密試験/漏洩試験の始めと終わりの測定圧力差(気密試験/漏洩試験の始めと終わりに温度差がある場合は温度補正をしたものをいう)が圧力測定器具の許容誤差内にあるものをいう。

温度補正の解釈としては、従来、圧力低下がある場合は再検査したり、後日、再検査しなければなりませんでしたが、今回の改正で、「見かけ上圧力低下があっても温度補正後の圧力低下がなければ再検査せずに合格と認める」といった合理的な考え方です。

比較検査

電気式ダイヤフラム式自記圧力計だけが、12ヶ月に1回の比較検査でOKです。比較検査は従来の6ヶ月から、電気式ダイヤフラムだけが12ヶ月に延長されました。また、従来の水柱マンメータとの比較検査からセーバープロ同士の比較検査が可能となりました。

セーバープロだけがすべての改正に適合します。